

全産連発第 2 号  
令和 3 年 4 月 6 日

環境省 環境再生・資源循環局

局長 森山 誠二 殿

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
会長 永井 良三



新型コロナウイルス感染拡大防止による産業廃棄物処理業の経営不振に伴う  
産業廃棄物処理業許可更新等への対応について（要望）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染が終息を見ない中、産業廃棄物処理業者の経営に及ぼす影響が懸念されるところです。

このため、当連合会の組織である九州地域協議会（篠原隆博会長）より、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い産業廃棄物処理業者が経営不振に陥った場合に、当該業者の更新許可申請における経理的基礎の審査において一定の配慮を求める要望書が提出されました。

要望書の内容は、九州地域にとどまらず全国共通の声であると思われることから、当連合会より同要望書を提出致します。

国におかれましては、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

＜提出資料＞

「新型コロナウイルス感染拡大防止対策による産業廃棄物処理業の経営不振に伴う産業廃棄物処理業許可更新等への対応について」

九地協第24号  
令和3年3月2日

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
会長 永井 良一様

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
九州地域協議会 会長 篠原 隆博



要望書の提出について（依頼）

時下 ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
第77回九州地域協議会の結果に基づき、別紙のとおり要望書を提出します  
ので、よろしくお取り計らいお願いします。

別紙

## 新型コロナウイルス感染拡大防止対策による産業廃棄物処理業の 経営不振に伴う産業廃棄物処理業許可更新等への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年4月には緊急事態宣言が発出され、現在も外出や経済活動の自粛等が求められることとなっております。

この経済活動の自粛等により産業廃棄物処理業界への甚大な影響が生じ、赤字経営とならざるを得ない状況に陥っている会員企業の情報を聞いております。

しかしながら、産業廃棄物処理業許可更新は基本的に5年毎に更新手続きをしなければならないこととなっております。

国では、令和2年3月30日付け「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」により、許可更新時に要する経理的基礎は法人の場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断することとされています。

この経理的基礎を有するか否かを判断する際に、新型コロナウイルス感染症の終息が見えないまま赤字経営が3年間続いた場合、産業廃棄物処理業許可の更新や新規事業を実施する場合の新規許可が得られない状況になるのではないかと危惧され、産業廃棄物処理業許可が取得できない場合は死活問題となります。

このため、このような事態とならないよう、国において産業廃棄物処理業者への救済措置を講じていただきたいと考えております。

つきましては、公益社団法人全国産業資源循環連合会におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による産業廃棄物処理業の経営不振に伴う産業廃棄物処理業許可更新等への対応について、各地域協議会の状況も踏まえたうえで、国に対して働きかけていただくようお願い申し上げます。

参照 「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」